

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

災害発生情報 No.133

令和5年3月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	と畜業	経験年数	8年	年齢	60歳代
発生年月	令和4年9月	発生時刻	15時40分頃		
発生状況	工場内において、脚立を用いて清掃作業中、脚立から転落し、翌日収容先の病院で死亡が確認された（墜落箇所の推定高さ1.7メートル）。 被災者はヘルメットを着用していなかった。				
負傷の程度／部位	外傷性脳障害	休業見込期間	若しくは死亡		



イラスト：職場のあんぜんサイトより

1 原因

- ① 墜落時保護用の保護帽（ヘルメット）を着用していなかったこと。
- ② 労働者に対し、墜落・転落防止に係る十分な安全教育が実施されていなかったこと。

2 対策

- ① 脚立取扱い作業では、従事する労働者に墜落時保護用の保護帽を着用させること。
- ② 脚立取扱い作業に従事する労働者に対し、墜落・転落防止に係る安全教育を実施すること。

◆安全衛生の窓◆

令和4年に全国ではしご・脚立からの墜落・転落による死亡災害が28件発生しており（速報値）、うち1件が筑西署管内で発生した上記の災害になります。

過去のデータによると、頭部を負傷した死亡災害のうち、8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計）。

保護帽（ヘルメット）とは、労働安全衛生法第42条の規定に基づく「保護帽の規格」に合格した製品を言いますが、この保護帽には「飛来・落下用」と「墜落時保護用」の2種類があります。

墜落・転落の危険のおそれのあるはしご・脚立を用いた作業を行う場合においては、衝撃吸収用のライナーを備えた「墜落時保護用」の保護帽を使用しましょう。

また、保護帽を着用する際には、あご紐をしっかりと、確実に締めましょう。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

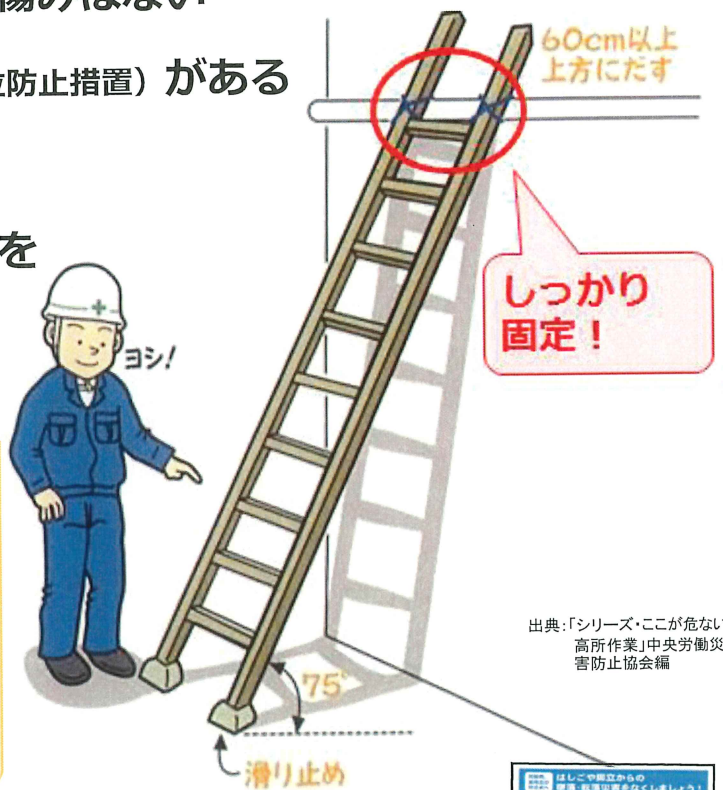
- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態に
なってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

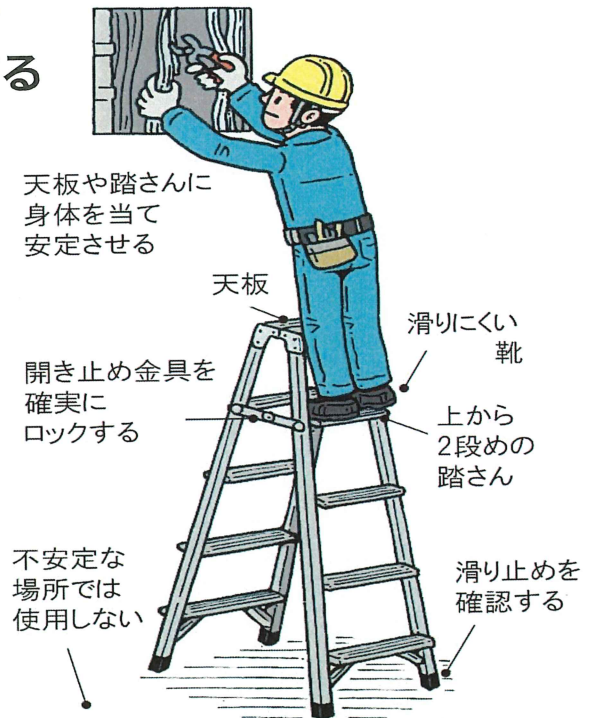
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署